

第十二回

参議院通商産業委員会会議録第十四号

(三三四)

昭和二十六年十一月二十二日(木曜日)
午前十時五十九分開会
出席者は左の通り。

委員長

竹中 七郎君

理事

古池 信三君

委員

栗山 良夫君

廣瀬與兵衛君

中川 以良君

松本 昇君

加藤 正人君

山川 良一君

佐多 忠隆君

片岡 文重君

西田 隆男君

小松 清君

島 境野 清雄君

油井賢太郎君

國務大臣

高橋龍太郎君

政府委員

大蔵省銀行局長

大蔵省管財局長官

河野 通一君

通商産業大臣

内田 始關 伊平君

事務局側

常任委員会専門員

常任委員会専門員

小田橋貞壽君

参考人

酒井 喜四君

東京大学石油 鉱学科教授 上床 國夫君	帝国石油労働 組合副委員長 久保田正英君
○輸出信用保険法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)	
○中小企業信用保険法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)	
○通商及び産業一般に関する調査の件 (石油開発に関する件)	
○委員長(竹中七郎君) 只今より委員会を開会いたします。会を開会いたしました。	
○栗山良夫君 私二、三の点につきまして、通商大臣にお伺いをいたしたいと思います。	
先ず最初にインドのゴアの鉄鉱山の開発につきましては、我が国がプランと輸出の形式を以て相互援助をすることになつておるようあります。が、通産省の説明によりますると、開発用の機械設備を五億八千万円予定をされまして、約鉄鉱石百五十万トンの積出し完了を以て代金の完済をいたす、そし十年十月と、こう予定をせられておるようあります。私は我が国が鉄鉱石を将来多量に電化などにすることはないかといふ点にまだはつきり申しまして過日資料を提出された程度のプラント輸出で以て問題が終るか終らないかといふ点があります。私は我が國が鉄鉱石を運搬するのであります。モローコーポーラーの報告書によりますと、非常に仄	
汎なる東南アジアの開発計画の構想が述べられておるわけであります。その中に印度の鉄鉱石の開発につきましては、鉄道の幹線を複線に直す点も考慮して、又港湾荷役の諸設備等も改良されなければならんというようなことで言及されておるのであります。従いましてゴア鉄鉱山の開発につきまして、モローコーポーラー調査団が申しておりますよな点でも政府は将来お考えになるか、或いはそういうことは全然なくて、五億八千万円で打切りになるのか、その点をお伺いいたしたいと思うわけであります。	
○國務大臣(高橋龍太郎君) インドの鐵鉱山開発などもときどき問題になつておるのですが、ゴアにはまだ相当鉄鉱石はあるのです。それは事実ですが、今栗山さんがお述べになつておられるのでは、ゴアにはまだ相当鉄個々のケースを検討しなければ決定ができない問題で、私は現在ではそこまでは考えておりません。これは又国内の経済事情から考えなくちやいけませんし、プラン輸出を促進すればそれでいいといふわけにも考へられません。	
○栗山良夫君 我が国が鉄鉱石が年五十五万トンでは足りないことははつきりいたしております。従いまして若しくいたしております。従いまして有望インドの鉄鉱山開発をいたしまして有望であるといふことになれば、更に引継ぎました。	
○栗山良夫君 そうすると、只今計画の機械設備をこのうちに包含しておるものとを考えます。が、詳しい正確な内容については、追つて資料について申上げたいと思います。	
○栗山良夫君 そうすると、只今計画の機械設備がその全部であると了解しておられます。が、モローコーポーラーの機械設備としてお配り申しましたはゞてござりますが、現在までの日本商社による開発計画的具体的な計画につきましては、ゴアのチャウグリと申しま	

す会社と日本の鋼管工業との間、これが第一、それからもう一つ同様にゴアであります。これはゴアのビショリーという会社と日本建設産業会社との間のゴアの鉄鉱石の開発関係の契約であります。これ以外には今話し申しますか、進行途上にありますのが、インドのタタの鉄鉱石会社と日本とが内々進んでおるという程度であります。それからシンガポールのマライ・インダストリー・カンパニーという会社とこちらのマイ産業という会社の間に、マンガン鉱、ボーキサイドにつきましての契約を話し中であります。このほかに少しあれが違いますが、奄美大島につきましても、沖縄の政府と日鉄鉱業との間にマンガン鉱についての開発の話し合いが進んでおります。大体そういう程度でございます。今日の段階としましては。

○栗山良夫君 ボーキサイドにつきましては、具体化しておるのがございませんか。

○栗山良夫君 四国の住友が只今精錬の設備をいたしておりますが、あのニューカレドニアですか、あそこの鉱山については、そういう話は全然ないわけですか。

○説明員(井上尚一君) 私振興局長としまして所管外であります關係上、私としましては只今のところ聞いておりません。

○栗山良夫君 この前の委員会のときに、局長からこういうような問題について更に一つの構想を質したのであります。

リーリーという会社と日本建設産業会社との間のゴアの鉄鉱石の開発関係の契約であります。これ以外には今話し申しますか、進行途上にありますのが、インドのタタの鉄鉱石会社と日本とが内々進んでおるという程度であります。それからシンガポールのマライ・インダストリー・カンパニーという会社とこちらのマイ産業という会社の間に、マンガン鉱、ボーキサイドにつきましての契約を話し中であります。このほかに少しあれが違いますが、奄美大島につきましても、沖縄の政府と日鉄鉱業との間にマンガン鉱についての開発の話し合いが進んでおります。大体そういう程度でございます。今日の段階としましては。

○栗山良夫君 ボーキサイドにつきましては、具体化しておるのがございませんか。

○栗山良夫君 四国の住友が只今精錬の設備をいたしておりますが、あのニューカレドニアですか、あそこの鉱山については、そういう話は全然ないわけですか。

○説明員(井上尚一君) 私振興局長としまして所管外であります關係上、私としましては只今のところ聞いておりません。

○栗山良夫君 この前の委員会のときに、局長からこういうような問題について更に一つの構想を質したのであります。

すのうちの一点は、これ

は前回の委員会のことを繰返すように

あります。私は予定を

されておりましたプラント輸出の先は、

大体トル地域の以外の所が多いように

おるのであります。ところが我

が国の外貨は、ドルが不足をいたして

おるのであります。ドル地域以外へ輸

出をとんくいたして見ましたところ

で、我が国のボンドとドルの交換が不

自由な現在におきましては、余り我

が国経済の回復には直接役立たないと

いうような現象が起ります。

従いまして、我が国経済が非常に強

烈でありますするならば、東南アジアの

ドル地域外の開発に大いに乘出すとい

うことも、我が国際性から言えば

意義があるかも知れませんが、我が国

の経済が非常に貧弱な現在におきまし

て、そういうような輸出をいたし、そ

うして而もその輸出に対しまして、國

民の税金を以て一〇〇%の保険を付す

るというようなことは、少し今日の状

況においては当然得ないような考えを

ます。

○國務大臣(高橋龍太郎君)

そういう

ことは、私はこれは非常に重く見てい

ます。

○栗山良夫君 私が御質問申上げてお

りますのは、一般商品の輸出入は大い

に歓迎すべきであります。東南アジア

アといえども輸出の振興を図り、而も

輸入を促進いたしまして、收支のバラ

ンスをとるということについては、いま

なかく実際には困難な問題であります

す。

○栗山良夫君 私が御質問申上げてお

りますのは、一般商品の輸出入は大い

に歓迎すべきであります。東南アジア

アといえども輸出の振興を図り、而も

輸入を促進いたしまして、收支のバラ

ンスをとるということについては、いま

なかく実際には困難な問題であります

す。

○國務大臣(高橋龍太郎君)

そういう

ことは、私はこれは非常に重く見てい

ます。

○栗山良夫君 輸出貿易の擔石になつ

て、そうして出た物を我が国が輸入を

して、そうして我が国が資源開発を積極的に

やるということならば、そういうよう

な方面で大いに力を入れてやつて頂い

ますね。一つの日本の輸出貿易の橋頭

堡と申しますが、擔石が置かれること

になる。そういう擔石がずんく各地

に殖えて行くことが日本経済の発展

になります。そういう擔石がずんく各地

に殖えて行くことが何とかいうこと

になります。一面には考えて行かなくちゃいけま

せんが、そういう問題はケース／＼に

よつて考えて行きたいと思うおるの

であります。

○栗山良夫君 輸出貿易の擔石になつ

て、もう十分日本としては歩があると

いふお話をあらました。私が考えま

すのは、只今ゴアの鉄鉱山等に対象に

されております。プラント輸出といふも

のは、これは仮に帳簿上においてはフ

アンドを相当に獲得いたしましたが、この回収に当りますのは、鉄鉱石を日本に入れるこによつて回収をするわけであります。従つて帳簿上で獲得をしたアンドといらものはほかの商品に振替るとか、或いは又ドルへ何らかの便法で以て為替交換をいたすといふようなことは、これはできな

いことになるわけです。従つてこれは、純然たる資本投資と私は考えてよろしいと思うわけです。そういうような我が国の国内のまだ産業の近代化も十分行えない、アメリカの産業規模に遅れをとつておる日本の産業の近代化も行えないといふような状況の中におきまして、東南アジアに長期の資本投資をするような力が我が國にあると私はちよつと考えられないのですが、私は問題になると思うのです。

○國務大臣(高橋龍太郎君) 私はガード開発は、プラント輸出が非常に理想的のもので、非常に望ましいプラント輸出中のプラント輸出だと思うのです。今栗山さんが指摘せられたような点がありますが、併しゴアから鉄鉱石を輸入するために現実に日本がドルでアメリカに支拂の金額が著しく減りますから、消極的にドル稼いだことになるのだと思うのです。このゴアの開発につきましては……。

○栗山良夫君 まあこれはしばく問題になつたことであります。鉄鉱石はインドまでも渡らなくとも、まだ日本の近辺には良質な鉄鉱石がたくさんあるわけでありまして、そういうような値段の問題から言えば、更に別途の

考え方私はしなければならんと思うのです。その問題は今日はここで触れたくないのであります。要するに私は東南アジアに向つての資本投資が、モロー調査団の報告書に基いて将来いろいろと考えられるということになりますれば、これを契機にしてどうしても演えて行くように見るのが至当ではないかと考える。従いまして、そ

ういう場合に、今日平和條約においても賠償の点が問題になつております。

従つて賠償につきましては、我が国の經濟の許す範囲内において、いわゆる支拂能力の限度において戦勝各国に対する賠償の責を負うという約束になつておるわけであります。従いまして、我が國がこういうようないい条件なり、或いは印度なり、或いはインドネシアなり、その他東南アジアの各国で認定をされましたときには、私は我が國の今後非常に困難な賠償額の決定の場合には大変不利を招く、そういうことを非常に心配をいたしております。そ

うしたときには、私は我が國の今後非常に困難な賠償額の決定の場合には大変不利を招く、そういうことを非常に心配をいたしております。そ

り大きな意見の異つた考えのないことをお認めになつたわけであります。そういたしますと、私は賠償額といふ以上に必要なのであります。その間のものはこれは日本がきめるのではないか、鏡くまで王張者は諸外国であります。そして我が國は受身の立場にして、鏡くまで王張者は諸外国であります。そして我が國は受身の立場に立つて折衝をし、そして額を決定しなければならないのであります。

その額といふものは、フィリピンの八十億ドル等を伝えられるところから勘案いたしまして、非常に……中共の問題は別にいたしましても、相當な額が私は外國から要求されて來るのではなかいか、そういう場合に僅かに五億八千万円ぐらゐのプラント輸出、或いは更に殖えましてこれが五十億になり、百億になりましたところで、その額そのものは、プラント輸出そのものはそれ大きな額にはもう勿論ならないと思ふのであります。そういうものが構想され得るもので、印度ネシアなり、

その他の東南アジアの各國で認定をされたときには、私は我が國の今後非常に困難な賠償額の決定の場合には大変不利を招く、そういうことを非常に心配をいたしております。そ

うしたときには、私は我が國の今後非常に困難な賠償額の決定の場合には大変不利を招く、そういうことを非常に心配をいたしております。そ

うしたときには、私は我が國の今後非常に困難な賠償額の決定の場合には大変不利を招く、そういうことを非常に心配をいたしております。そ

うしたときには、私は我が國の今後非常に困難な賠償額の決定の場合には大変不利を招く、そういうことを非常に心配をいたしております。そ

うしたときには、私は我が國の今後非常に困難な賠償額の決定の場合には大変不利を招く、そういうことを非常に心配をいたしております。そ

うしたときには、私は我が國の今後非常に困難な賠償額の決定の場合には大変不利を招く、そういうことを非常に心配をいたしております。そ

うしたときには、私は我が國の今後非常に困難な賠償額の決定の場合には大変不利を招く、そういうことを非常に心配をいたしております。そ

うしたときには、私は我が國の今後非常に困難な賠償額の決定の場合には大変不利を招く、そういうことを非常に心配をいたしております。そ

〔速記中止〕

○委員長(竹中七郎君) 速記を始めて下さい。

○栗山良夫君 では、私締めくぐりをいたします。このプラント輸出、わけてもこの性格がただ單なる核動機械設備の輸出ということを超えまして、東南アジアの開発のための資本投資のよう恰好のものが構想されておりました。

私は見受けるのでありますと、この問題は将来我が國の一番大きな問題であると見えております。東南アジアの開発のためにやつたがために、丁度我が国が東京で東京温泉が華々しく営業したのであります。そういう資本投資、長期の資本投資を東南アジアの開

発のためにやつたがために、丁度我が國が通産大臣といふ新聞等を見ますと、大蔵大臣或いは一万田日銀銀蔵等においては、積極的に是政策といふことはどちらい、こういうことを声明されております。実は最近鐵維業界において各地に破綻が續出して、鐵維業界の殊に中小企業界においては何か不安の状況が起きておるのであります。これに対しても社員連絡等を見ますと、大蔵大臣或いは経済新聞等を見ますと、大蔵大臣或いは萬田日銀銀蔵等においては、積極的に是政策といふことはどちらい、こういうことを声明されておるようになります。そこで、よろしくお聞かせ願いたいと思います。

○委員長(竹中七郎君) 次に油井君から質問の御要求がありますので、油井君に質問をお許しいたします。

対策を御発表願いたいと思うのです。それから私はこういうふうに鐵維業界が不安動搖を来たした根本のものを遡りますと、鐵維業界と限りませんであります。鐵維業界によるところの鐵物消費税撤廃にようけれども、大体日本の中小企業界のやほり經濟の底が浅いという政府の発表にこれはびつたりあてはまつておると思うのです。而も鐵維業界におきましては、この根本原因を遡つて検討いたしますと、私は一昨年のシャウブ勅令によるところの鐵物消費税撤廃に相当大きな原因があると思うのです。これは大臣もこの点につきましては、先づて大蔵委員会等に席をおかれました際に、私が陳情、請願等について説明を申上げたり、その他業界からも大臣に対して特別にお力添えを願いたいということをお願いしておつたよ

なこともありますから、十分おわかりになつておると思うのです。ところが、大蔵大臣並びに大蔵當局におきまして、このことについての対策といふことはまだ全然やつておらない。而も聞いておると思ふますと、大蔵當局としては鐵維業界が三十三億といふわることはまた全然やつておらない。而も聞くところによりますと、大蔵當局としては鐵維業界が三十三億といふわるものにはまだ負担しなくていい消費者が負担する負担しなくていい消費者が負担するべきものを業者が代つて負担した、その三十三億といふものに対しても、如何考慮を拂うことができないといふふうに確定したといふような噂もあるのである。業界にとって、殊に中小企業家が多いのですが、この鐵維の手持品の問題につきましてはですね。その三十三億が拂われなかつたといふふうに思つておるのですが、有力な通産大臣をあると思うのですが、有力な通産大臣を

対策を御発表願いたいと思うのです。それから私はこういうふうに鐵維業界によるような状況になつております。これに不満動搖を來したした根本のものを遡りますと、鐵維業界と限りませんであります。鐵維業界のやほり經濟の底が浅いという政府の発表にこれはびつたりあてはまつておると思うのです。而も鐵維業界におきましては、この根本原因を遡つて検討いたしますと、私は一昨年のシャウブ勅令によるところの鐵物消費税撤廃に相当大きな原因があると思うのです。これは大臣もこの点につきましては、先づて大蔵委員会等に席をおかれました際に、私が陳情、請願等について説明を申上げたり、その他業界からも大臣に対して特別にお力添えを願いたい

ことではありません。それから私は野當時にあなたからいろいろ御説明を聞いて、了承しておるのですが、突然今日私大臣としてどう考えておるかといふ御質問を受けても、就任後省内の成行き、意見なども一度も聞いておりませんので、ちょっとと今御返事ができかねます。どうか悪しからず。

○油井賢太郎君 実は大臣の御出席の前に鐵維局長に専門的立場から検討してもらいたいと思つて、或いはこういう点については了解を求めるつもりで、このことについての対策といふことをお聞きを求めておいたのですが、何か旅行中だといふので、まだ会うことはできないのです。そこでいずれ鐵維局長にもこの点はよくお聞きしたいと思つて出席を要求しておいたのですが、と思ふのですが、鐵維局と大臣よく御相談下さいまして、業界のために何らかの措置を願いたいということを特に要望いたしておきたいと思います。

○加藤正人君 今栗山委員の御質問のとボンドのコンバートの問題のこととは当分我々は所期することができぬよう思う。何かそこに方法を讀じなければ私は非常に重大な事態に逢着するようになりますが、貿易対策の上において通産省はどういうふうにお考へになつておられるのですか。

○國務大臣(高橋龍太郎君) この問題は、御指摘のように非常に重大な問題であります。まだ通産省としては結論に達しておりません。全体あの日英うちにもありました通り、非常にドル不足でボンドは溶りつつある。これはいろいろな関係もあるでしょうけれども、この間の日英会商でドル・タロー

得まして鐵維業界は擧げて待望しているような状況になつております。これについて大臣といたしましてはどういうふうなお考えを持つておられ、この三十三億補償という点について何らかのお気持はおありになるかどうか、この際お聞かせ願いたいと思います。

○國務大臣(高橋龍太郎君) その問題は、私は在野當時にあなたからいろいろ御説明を聞いて、了承しておるのですが、突然今日私大臣としてどう考えておるかといふ御質問を受けても、就任後省内の成行き、意見なども一度も聞いておりませんので、ちょっとと今御返事ができかねます。どうか悪しからず。

○油井賢太郎君 実は大臣の御出席の前に鐵維局長に専門的立場から検討してもらいたいと思つて、或いはこういう点については了解を求めるつもりで、このことについての対策といふことをお聞きを求めておいたのですが、何か旅行中だといふので、まだ会うことはできないのです。そこでいずれ鐵維局長にもこの点はよくお聞きしたいと思つて出席を要求しておいたのですが、と思ふのですが、鐵維局と大臣よく御相談下さいまして、業界のために何らかの措置を願いたいといふことになるとなかく、政府としても決心ができないのですね。まだ私も結論を得ておりません。

○加藤正人君 併し決裂するか、或いはこんなことで我慢しようかという段階に達したときに、こんな程度で我慢しようかと思われたときは、何とかこれで行けるんだ、或いは行けなかつたときにはこうするからまあ決裂よりこの途を選ぼうという判断があつたよう思ひます。ですが、八月の末に決裂したとして、どうぞよろしくお聞きください。

○國務大臣(高橋龍太郎君) その時分には、まとまつたのが八月の下旬で、丁度全權が立つ前の日かに漸く決定をしたのですが、その時分には私どもも何とか行けるだらうという見通しだつたのです。

○加藤正人君 当時は非常に併し大き

な問題であつて、安本長官の発言が問題になつたり、相当政府もこれに関心がありますが、まだ結論を得ておらず、もう一つ率直に申上げれば非常に困っております。

○國務大臣(高橋龍太郎君) 今の御質問の問題であつたのですが、要するに問題になつたり、相当政府もこれに関心等な交渉であるならば、非常にこれが将来トラブルがあるとすれば、決裂といふ言葉なんですか? されども、まあこち

らも了承できん。向うも了承できんといふことで分れるといふに陥つて、もうよかつたと思うのですが、何かアメ、リカあたりの特別な要請があつたし、講和会議前でもあつたので、止むを得ず要するにこの交渉の問題で涙を呑んでといふことがちよい／＼あるが、その涙を呑んでの種類の一つであつたのであるかどうか。

○委員長(竹中七郎君) 速記をやめて下さい。

【速記中止】

○委員長(竹中七郎君) 速記を始めて下さい。

では輸出信用保険法の一部を改正する法律案の質疑はこの程度で終了したものと認めまして、御異議ありませんか。

【異議なし】と呼ぶ者あり】

○委員長(竹中七郎君) では終了した

○委員長(竹中七郎君) 次に中小企業信用保険法の一部を改正する法律案に關し、境野委員から銀行局長に質問の通告がありましたので、境野君に質疑をお願いいたします。

○境野清雄君 先般來、中小企業信用保険法の一部改正法律がこちらに出てるのでありますけれども、大体今度の法案の改正では、主だつたような業界の期待しているようなものは殆んど何もなかつたように考へまして、そのうちで特に中小企業厅自体でも考へておりました問題の一つとしまして、保險料負担の借入への転嫁といふような問題がこの信用保険の活用の上に大きな原因をなしていいるといふふうに考へますので、保険料転嫁の措置はどうだ

ろうといふようなことを私ども考えてみたのでありますけれども、たま／＼銀行局長の舟山君から保険料転嫁の措置に関する銀行局長通牒といふようなものが出ておりまして、當時この保険料転嫁の措置を講じたといふように相成つておりますので、一つの原因であります、活用できない原因であります。保険料負担をいわゆる中小企業側へ転嫁するというような点は、銀行局長通牒でできるのじやないかといふようふうに私は考へておるのでありますけれども、こういう大きな問題に対して、銀行局としてそういうことをおやりになる意思があるかどうかという点についてお伺いしたいと思うのであります。

○政府委員(河野通一君) 保険料の債権者たる銀行と負債者たる借入人との間の負担の割合等につきましては、お示しの如く銀行局長の通牒によつてこれを実施いたしております。今御承認の如くに大体半々ということに相成つておるわけでありまして、かね／＼この金融機関の負担分を壓減してこれを実施いたしておるわけであつります。この範囲の、百万円から五百萬円までに亘つてはそういう問題はないじやないかといふ御意見が出されて参るわけですが、現在の銀行等で取扱つております中小金融の実態から申しますと、百万円以下といふものは相当な數にも上つておりますので、事通りであります。この点につきましては、お預けなども、現在のところ私どもとますか、促進する上に非常に有効であるという御意見は從来から承わつておる所以の程度の緩和はこれによつてでき得るものか、或いは又そういうよろしくお伺いしたいと思います。

○政府委員(河野通一君) 御尤もな御質問だと思ひます。今の法律制度から言いまして、そういうことと律制度から言いまして、そういうことは事実問題として困難である。私どもといたしましては、年末にかけましての中小金融の見通し現状から、できるだけ別途の方法で金融の梗概に對してお対処して参りたい、かように考へておる次第であります。

○境野清雄君 次に国民金融公庫の問題であります。お銀行の負担を軽くすることによってこの保険制度の活用を促進する実はあるわけであります。これはのちいたしましては、今にわかにこの点を修正いたして参るよには結論を得ておられません。と申しますのは、先づ第一には金融機関の、これは銀行に限らずすべての金融機関であります。金融機関の貸出のうち、一件の金額百万円以下のものにつきましては、金利の調整の枠から実は外したわけであります。従来これが貸出金利が非常に抑えられておる一方で抑えられておる、而も保険料の負担が金融機関にかかるならば、まあ利鞘と申しますか、そらいうものが非常に少いから、なか／＼困難であることが一つの原因になつておつたわけであります。この点につきましては、百万円以下のものを金利の調整から外しましたので、これによつて金融機関はその保険料の負担をしてなお且つ適正なる程度の利潤を上げることができます。尤もこれは勿論すぐ御指摘を受けると思ひますが、保険の対象になつておるのは五百萬円まで今度擴張できるわけでありまして、この範囲の、百万円から五百萬円までの間についてはそういう問題はないじやないかといふ御意見が出されて参ると思ひます。この点は正にその通りであります。現在の銀行等で取扱つております中小金融の実態から申しますと、百万円以下といふものは相当な数にも上つておりますので、事実問題として困難である。私どもといたしましては、年末にかけましての中小金融の見通し現状から、できるだけ別途の方法で金融の梗概に對してお対処して参りたい、かのように考へておる次第であります。

○政府委員(河野通一君) 国民金融公庫は御承知の如く生業資金の貸付をいたしております。國民大衆に対する生業資金の貸付といふことになつておるわけであります。それで実は一般の金融機関から借入がむづかしい場合に生業資金の貸付といふことになつておるわけであります。それでそれは一般的の仕組になつております。零細金融といふものと生業資金といふものとがどういう関係になるか、これはなか／＼はつきりした限界はむづかしいのであります。それが補完して行く、こういうよう

金融はやはり生産資金として考へて行かなければならん。小といふのはどこまでが小といふのかなかへむずかしいのであります。現に国民金融公庫におきましては百万円までの金融をいたしておりまし、担保の金融もいたしております。金額的には五十万円以上がどのくらいを占めておりますか、三、四%くらいしかないと思ひますけれども、担保を取つて相当百万円程度までの金融はいたしております。今般国民金融公庫の資金の源を擴充いたしますために只今お示しのよな法律案、或いは資金運用部の運用計画の変更という措置をとつたのであります。これによりまして御承知のように普通の中小金融の一つのやり方であるのでありますが、この方面についての金融を、而も一般の金融機関からなかなか金が付かないといふ部面につきまして国民金融公庫でやらして参りたい、かように考えておる次第であります。実は国民金融公庫からはこの三月、四月にもすでに現在の最高限度百万円といふものを二百萬円に擴充したいといふ実は申入があつたのであります。国民金融公庫の機構その他について検討をしておりましたのであります。本日も只今私そのほうへ出席いたしておつたのであります。本日の国民金融審議会、これは法律によつてできておる審議会であります。が、この審議会において只今お示しのよな点を検討を加えております。私が参りますまでにその点はまだ討議は

されておりませんでしたが、その原案はいたしまして、国民金融公庫の持つておられます原案は百万円以上二百万円までの、これはすべて連帶になると思ひます。連帶貸付については原則として不動産を担保にして参りたい。勿論それから以下の金額の金融につきましても担保がとれるものは担保をとつて不動産その他の担保をとつて金融をするといふようにして、連帶ならば二百萬円まで行けるようになつておきましては、原則として不動産その他の担保をとつて金融の運用計画ができます。これが當局の原案ができるとおもいます。これが審議会によつて決定されますならば、大蔵大臣の認可を得て実施されることに相成らうと思います。

○境野清雄君 中小企業は年末金融を控えまして相当各方面で焦慮して対策を講じておるようあります。当委員会宛でも各方面から相当陳情その他が來ておるのであります。これは具體的には大体次の通常国会におきましては、第一点には一般会計からこれを出資いたしますとこういうになります。

○政府委員(河野退一君) お答え申上下さいというようになりますが、これに対するようであります。これに対して一応政府当局の御意向だけ承わつておきたいと思います。

○政府委員(河野退一君) お答え申上下さいといふに於いては、當局の原案ができております。これが審議会によつて決定されますならば、大蔵大臣の認可を得て実施されることに相成らうと思ひます。第一の商工中金に対する恐らく一般会計だと思ひます。一般的会計が得て実施されることに相成らうと思ひます。第一の商工中金に対する恐らく一般会計だと思ひます。この点につきましては問題が二つあると思ひます。

○政府委員(河野退一君) お答え申上下さいといふに於いては、當局の原案が出来ておるのであります。この点につきましては問題が二つあると思ひます。

越と申しましても、現金では勿論ありません。そこで、食糧証券を以て主として政
府の債務でありますから、これはすべて
売拂つて日本銀行に引受けさせると
いうことでは、資金計画として決して
妥当でないのですから、これをやはりそ
ろはその部分を食糧証券を抱えて来年
度に繰越す。そういう計画になつてい
るわけであります。これをやはりそ
うことで処理を抑えまして、それで
それを收入に見合う支出を組んで参つ
たのであります。現在のところはそ
の五百四十億を来年に食糧証券をして
繰越すという一つの原則を覆さざる限
り、商工中金を現在の規定の計画に加
えて持つたということが相当困難であ
る。併し目下ルースの災害関係のいろ
いろな予算的措置、或いは金融的措置
の問題の一環として、現在この運用計
画自体についても総合的な資金需給の
観点から或いは考慮しなければならな
い場合が起つて来るかと思いますが、
現在のところは今申上げたような計画
の下に組まれておりますので、今追加
して商工債券を持つといふことは余裕が
ない、商工債券は短期の割引商工債券
にいたしましても、年度を越しますの
で、どうしてもこの運用計画を変更し
て参らなければならぬ、短期の繕き
で融資をすることはなか／＼むづか
しいといふ、こういう事態であります。
それから第四点の商工中金に対し
ては、資金運用部から借入ができるよ
うな法律はなか／＼実は非常に見方
によつては窮屈といふ、非常に聞く

実はできております。従いまして商工
中金のような民間機関に対し貸付を
することは全部認められておらんので
あります。たゞその途が開けないにい
うふうな途を開くことがいいか悪い
かについては十分検討して参りたいと
思います。たゞその途が開けないにい
うふうな途を開くことがありますから、資金
の收支の計画から言つて余裕がありま
すならば、商工債券を引受けけるとい
う形が今までおりますから、資金
形で以て資金の需要に応じ得る途はあ
るわけであります。従いまして問題は
むしろ資金運用部から借入れることが
できるという途を開くという問題では
なくして、資金運用部から債券の形で
あろうと借入の形であるうと、どの程
度の資金が商工中金の資金源の擴充に
寄與し得るかということにかかつて來
るのであります。この点からは先ほど
申上げましたような資金運用部全体の
資金計画から見まして、只今のところ
なか／＼困難である、こう申上げざる
を得ない次第であります。

○境野清雄君 只今のお話で商工中金
の性格といふものも非常に私は
はつきりして来たんじやないかと思
います。要するに民間的機関に切替える
といふやうな資本構成の面から見ま
して、大蔵省の見解は私は非常に妥
当なものと思うのであります。現在
のほん十萬円だといふやうな小額のも
のが出ておること自体がおかしくら
いに私は感じておつたのであります
が、丁度中小企業庁の金融課長さんも
お見えのようありますから、御答弁
をお願はなくとも結構なんであります
が、そういうものがはつきりして参ります

すと、そこで商工中金の役員といふも
のを政府任命にしておるといふよう
なことを私は相當に難點が出て来るのじ
度といふやうなことで、普通の金融機
関とは若干違つておるといふことを実
に聞しては又通常国会で結構だと思
いますが、白を改めて十二分に中小企業
の意向も私は伺いたいと思いますの
で、その点一つお含みおきだけ願いた
いと思います。

○佐多忠隆君 今の銀行局長のお話を
聞いておると、お話としては非常にす
べきりしておりますが、問題はやはり
年末に向つて非常な金融梗塞、特に中
小企業について金融梗塞がある。それ
に対し何か別途特別なことをお考え
になつてないかといふことが出来て
いた問題だと思います。その点は今のお
話を聞いておると何も対策を考えてい
ない、別途に考慮はしていない、何と
か考えなければならないだろうがとい
ふお話をあつたようだが、具体的に
それではどういうふうに何かをお考え
になつておるかどうか、もつとその点
が、ほかのこういう手を考えておると
いうようなことがおありなんですか、
その点を伺いたいと思います。

○政府委員(河野通一君) 佐多さんの
御質問にお答え申上げます前、境野
さんからのお話をございましたので、
一應私から申上げておきたいと思いま
す。商工中金の機構の問題につきまし
て、現在は準民間の機関になつております
が、丁度中小企業庁の金融課長さんも
お申上げましたように、商工
中金といふものの制度が特殊の意味を
持つております。又商工中金の役員といふ
のを政府任命にしておるといふよう
なことを私は相当に難點が出て来るのじ
度といふやうなことで、普通の金融機
関とは若干違つておるといふことを実
に聞しては又通常国会で結構だと思
いますが、白を改めて十二分に中小企業
の意向も私は伺いたいと思いますの
で、その点一つお含みおきだけ願いた
いと思います。

○佐多忠隆君 まず第一に、この問題を

指定預金を追加いたしました。又農林中金、商工中金に対しましても据え置きの指定預金の追加をいたしたようなわけであります。こういふうなわけで、金額的には余り実は大した額にも上つておりませんが、できるだけ政府資金としてこれを預託いたしまして、金融の疏通に寄與いたしたということでお努めて参つております。なお災害地の関係の中小金融関係では日本銀行から別枠の融資をやつてはどろかといふ意見が実は出て参つております。これは只今日本銀行で検討がなされておりますが、まだ結論に実は到達いたしておらんような次第であります。なお日本銀行といたしましては、そういう災害地その他に対する地方銀行の支拂と申しますか、それにつきましては今申上げました指定預金とは別個にでないよう配慮を加えて行くように話合いができておる次第であります。具体的な措置として甚だ貧しい措置とお叱りを受けるかと思ひますけれども、現在までやつて参りました点を御説明申上げました。

○佐多忠隆君 政府預託金の問題ですが、今のお話ですと、「庶民ある金額だけは残すと、それから更に災害地あたりの銀行には追加したというお話をなんですが、銀行だけに追加して、もつとなぜ相互銀行や或いは信用金庫等々に銀行に限らずに別途お考えになることが必要なのではないか、その点をどうお考えですか。

更にもう一つ、無盡とか信用金庫に國庫の余裕金を預託なさるのであるが、

これまでの実績からいたしますと、無盡なり信用金庫はそれをもらつても直接に中小金融に使わないので、銀行などに信託銀行に預けて、そのまま利船稼げをしておるというような問題が非常に多いし、或いは信用金庫のことときに至つては、中央のほうに保管をして置いて、地方のほうには現在までちつとも流していないというような実情で、所期の目的をもつとも果してないのではないか。それらの点を大蔵省としてどういうふうにもう少し所期の目的を達せられるような方途を講ぜられるのか、その点をもう少し詳しく述べたい。

○政府委員(河野通一君) 第一点の問題であります。これは銀行についておつたものか、災害地に限つて或る程度これを災害の実情等に鑑みて再預託をいたしたわけであります。従いまして、地域によつては、特に鹿児島等非常に災害のきつかった所につきましては、從来銀行に預託いたしておりましたもののよりも金額は多くなつた向きもありますが、大部分は從来預けておつた金額と大差ない金額、或いは少い金額に相成つておるわけであります。従いまして、信用組合、相互銀行等に対しまして行いました指定預金の据え置きと実質的にはそら差違はないた

が、この点はいわば多ければ多いほどいいわけであります。まあいろいろ国庫の事情等もありまして、そう多額に預託銀行に預けて、そのまま利船稼げをしておるという現状でありますので、今申上げましたよな次第であります。止めたよな次第であります。承頂きました。

それから第二の点ですが、これは御指摘の点は、私もこの国会でたびく実はその点を御指摘を受けたことがあります。必ずしも全部の信用組合なり或いは相互銀行等がその資金を自分のプロバーの仕事に使わないで銀行等に預けておるわけではないのであります。そういう面面がままあるのあります。必ずしも全部の信用組合なり或いは相互銀行等がその資金を自分のプロバーの仕事に使わないで銀行等に預けておるわけではないのであります。従つて引揚げてゼロになつておつたものが、災害地に限つて或る程度これを災害の実情等に鑑みて再預託をいたしたわけであります。従いまして、地域によつては、特に鹿児島等非常に災害のきつかった所につきましては、從来銀行に預託いたしておりましたものが、今後も、今後にわざましても、これらの点は甚だ遺憾であります。ただ開きますけれども、今後におきましても、これらの点については遺憾のないように十分注意はいたしておきましても、これらの点については遺憾のないように十分注意はいたしておきましても、これからの点については遺憾のないように十分注意はいたしておきましても、これら

とになりますならば、その返す場合にす「そこでつかえて参るわけでありまから、これらの点を睨み合せて、或る程度はリザーブして取つて置く、或りますと、それが非常に度が過ぎておつて、殆んど地方の中小金融にその金が受けます。従つて引揚げてゼロになつておつたものが、災害地に限つて或る程度これを災害の実情等に鑑みて再預託をいたしたわけであります。従いまして、地域によつては、特に鹿児島等非常に災害のきつかった所につきましては、從来銀行に預託いたしておりましたものが、今後も、今後にわざましても、これらの点については遺憾のないように十分注意はいたしておきましても、これら

とになりますならば、その返す場合にす「そこでつかえて参るわけでありまから、これらの点を睨み合せて、或る程度はリザーブして取つて置く、或りますと、それが非常に度が過ぎておつて、殆んど地方の中小金融にその金が受けます。従つて引揚げてゼロになつておつたものが、災害地に限つて或る程度これを災害の実情等に鑑みて再預託をいたしたわけであります。従いまして、地域によつては、特に鹿児島等非常に災害のきつかった所につきましては、從来銀行に預託いたしておりましたものが、今後も、今後にわざましても、これらの点については遺憾のないように十分注意はいたしておきましても、これら

とになりますならば、その返す場合にす「そこでつかえて参るわけでありまから、これらの点を睨み合せて、或る程度はリザーブして取つて置く、或りますと、それが非常に度が過ぎておつて、殆んど地方の中小金融にその金が受けます。従つて引揚げてゼロになつておつたものが、災害地に限つて或る程度これを災害の実情等に鑑みて再預託をいたしたわけであります。従いまして、地域によつては、特に鹿児島等非常に災害のきつかった所につきましては、從来銀行に預託いたしておりましたものが、今後も、今後にわざましても、これらの点については遺憾のないように十分注意はいたしておきましても、これら

先ず第一点まつ先にお伺いいたしたことは、先般私が資源庁長官のお越しを頂きました。帝石のほう、あなたはこの会社が資源庁長官から勧告を受けなければならぬ状態をお招きになつた。招来された、こういうことにつきまして資源庁長官にお尋ねをしたのでござりまするが、第一次の勧告をお受けになつたときには、文書を以て何か通産省に対しまして勧告を忠実に実行する旨を御回答に相成つたようござりまするが、これに即応するような人的に、機構的に、機構を改革されず即応態勢を整えられたかどうか、先づ一点これからお聞きをしたいのです。

○参考人(酒井喜四君) 帝国石油の内

部組織といたしましては、従来の機構を以てしまして只今お話のような事柄は十分実行できると考えております

○島満君 それはそういたしまし

て、コンサーベーション委員会の答申に基きまして勧告をされた。その委員会の結論を見てみると、あなたのほうの会社、即ち帝石が我が國最大の八橋油田において好ましくない生産を行なつて来たのは甚だ遺憾であると、こういうふうに指摘しておられます。これに即応するような人にも機構的にも改革はされなかつた。こう言つておられるが、勧告前の態勢で勧告を受取られて、そうして委員会の結論にも出ておきまするように、好ましくない生産を行なつて來たのは遺憾である、こう指摘されておりまするが、今あなたの御答弁との指摘されておるところの面

お受けになつたときには、文書を以て何か通産省に対しまして勧告を忠実に実行する旨を御回答に相成つたようござりまするが、これに即応するよう

されただよな印象を受けるのでござりまする、かよな次第でございまして、從いまして勧告がありましたことによつて、人のどう、或いは機構的にどう

して、どういよなことをおやりになり、それからどういよな心境と責任感を持つてこの勧告に対応されようとしたかどうか、その辺のいきさつをお伺いしたいと思います。

○参考人(酒井喜四君) 八橋の技術管理の問題につきましては、少し計画的に申上げたほうがいいかと思ひます

が、資源庁長官からの勧告を受ける以前におきまして、我々のほうにおいて討を重ねて参りました。何分にも我が國の油田における新らしい問題でもあります。

○島満君 スケンクさんからの示唆を受けられたのはいつごろでありますか。

○参考人(酒井喜四君) 七月の初めであります。

○島満君 今酒井さんの御答弁を承わりますし、資料等も非常に不十分でございましたので、確信のある結論を早く得られずに検討を続けておつた次第であります。たゞ、天然資源局のスケンク中佐が現地のほうを観察され

まして、そこでいろいろな示唆がございました。その示唆に基きまして我々は不十分とは思いましたが、現に存するところの技術陣とそれから機構を以てして、勧告の線に沿うよな努力をしておられたといふよな印象を受けます。さよう了解してよろしうございます。

○参考人(酒井喜四君) 勧告以前からつまり八橋の八層、九層の本格的な開発に伴つて、それらの面についての技術的な研究を続けておりました。

○島満君 その研究をしておられたとあります。そして直ちにそれに実施しておるのであります。その後その我々のやつておる事柄を資源庁におきまして委員会にかけて検討されて、委員会の答申、それに基く勧告、こういふ段取りになつたのであります。併しながらそのすでに我々は立案実施しておりますが、大体において実質的に

は殆んど同一なものとおざいまするの

○参考人(酒井喜四君) さようには考

べたとおりません。

○島満君 そうすると研究しておられたということは、どういことなんぞありますか。

○参考人(酒井喜四君) 計画を立ててその実施を現にやつておられる仕事の機械その他が非常に促進して参りました。新らしい井戸が非常に

田に最も適合した標準を逐次立てて行くという面についての研究であります。

○島満君 どうもわかつたようですか

らぬような御答弁でござりまするが、何かあなたのところでは年初にお立

てになりました日産一千キロでござりますか、こういうものをお立てになり

ますか。

○参考人(酒井喜四君) さようには考

べておりません。

○島満君 さようには考

限強化後における數らしい井戸の竣工したその出油の状態、或いは制限をした地点の井戸の坑内の事情、そういうような点、これは非常に技術的ではつきり私申上げますが、そういうような実例から申しましても、八橋油田の出油能力そのものに悪影響を及ぼしてはいない。八橋油田はやはり健全に今後育つて行くというように私は確信しておりますので、従つて好ましくなっています。

○島清君 そういたしますと、コンサーベーション委員会のほうの結論に對しては御異議があると、こういうわけでございますね。

○参考人(酒井喜四君) いいえ、そろそろではあります。出した最後の調節はかくーあるべしという最後の結論的なものについては、先ほど申上げました通り、我々が自主的に限度を決定したものと殆んど大差のないものでありますて、これはその線に沿つて現に実施し、今後も実施すべきものと考えております。

○島清君 八橋の油田に對して、ちつとも資源を最高限度に活用して、少しも打撃を與えていないというような印象を強く受けまするが、併し私の得たところの情報によりますると、コンサーベーション委員会のほうの結論に指摘されておりまする通り、好ましくない生産を行いました結果、無駄に空中に放出されたガスは二千万立方メートルに及び、その金額にしても七億二千万円になると言われておる。この自然の費用といふものは、私は好ましくないといふ言葉が酒井さんにお氣に入

らなければ、適當でなかつたという言葉を以てしてもいいと思うのですが、それな実例から申しましても、八橋油田の出油能力そのものに悪影響を及ぼしてはいない。八橋油田はやはり健全に今後育つて行くというように私は確信しておりますので、従つて好ましくなっています。

○島清君 そういたしますと、コンサーベーション委員会のほうの結論に對しては御異議があると、こういうわけでございますね。

○参考人(酒井喜四君) 只今の放出されたガスの量、金額については、私正確な数字を記憶しておりませんが、最初におきまする仕事の、掘鑿作業の進捗状態と、それからガスを利用すべき庄

入装置の進捗状態との間に時間的なずれができて、その間にガスの一時的な放散があつたという事実は、おつしやる通りであります。その事実については、その仕事上の齟齬があつた点は誠に遺憾であつたと私は考えておりま

す。それからなお今の声明は私まだ存じませんが、八橋の油田に對しておきまして、その線に沿つたこともござつたので、その總司令部云々という問題についての判断といふものは非常にむづかしい問題であり、恐らくはそう正確な数字といふものが出てゐるじやないかと思います。従つてその数字が、果して我々が受入れられる数字であるかどうかという点については、甚だ私として疑問を持つ次第であります。

○島清君 今私が申上げた数字は、同方とも總司令部筋の責任のありますセクションから、日本の各新聞社に渡しましたところの声明書の中に指摘されています。こう言われておりまするもので、ここまで申上げますと酒井さん

も大体御見当がつくと思うのですが、仮にこの八橋の油田に對して、将来取れるであろう石油が取れなかつたといふことに対する七億二千万円といふのが大きさ過ぎるといたしまして、こういつたような權威筋からの指摘を受けておられまするので、而も新聞社に発表しておられたのは、最高の權威であるといふことを認められたればこそ、やっぱりそれがどうも、その後における油田における井戸の状態といふものから判断して見ますと、そういう影響がないといふことはちよつと把握しかねるのです。が……更にですね、あなたのほうの採油管理の誤りによりまして、或いは又言葉が誤りであるということに御抗議があるならば、適當でなかつたといふことがあるならば、適當でなかつたといふと言葉に訂正してもよろしくございまするが、とにかく適當でなかつたといふことはお認めになりますかどうか。

○参考人(酒井喜四君) その数字は如何なる影響があるか。つまり量、数字と能……取れなくなつた油といふものには、金額にても七億二千万円、ドルに直せば二百万ドルになる、こういうふうに指摘をしている向きもあるのかと思ひます。従つて現在におきまし

ては、先ほど申上げましたようにその後における毀損性並びに侵蝕性の状態から見て、そういう大きな影響があつたといふことは、確かに御承認にならないといふことを認めることを認めたればこそ、やっぱりそういう委員のかたへへにお願いしたと、私は、資源庁長官も我が國における最高の權威であると、こういうことを認めています。最高の權威であるといふことを認められたればこそ、やっぱりそれがどうも、まああなたの言葉に重複いたしましたが、少くとも大変恐縮であります。少くとも好ましくない生産を行つて来たといふ点を指摘しておられる。この点について今あなたの御答弁を承つておられますと、すなおにどうも承認され

る私もわからないのですよ、わからぬ私もわからないのですよ、わからぬ私が全然なかつたのだということは、これがはつきりは言い切れないものじやないかと思います。その辺はどう判断しても、何んども何かしら、専門家の上床教授がお見えでござりますますですか。

○参考人(酒井喜四君) 只今のお話を聽いておるのだと、もう一つの結論を出しておる向きもありますが、これについてもやはりそれは誤りであると、こういうようなことがはつきりと言えます。

○参考人(酒井喜四君) 只今の放出されたガスの量、金額については、私正確な数字を記憶しておりませんが、最初におきまする仕事の、掘鑿作業の進捗状態と、それからガスを利用すべき庄

入装置の進捗状態との間に時間的なずれができて、その間にガスの一時的な放散があつたという事実は、おつしやる通りであります。その事実については、その仕事上の齟齬があつた点は誠に遺憾であつたと私は考えておりま

は考えておらないのであります。殊に丁度今期は帝國石油の創立十週年になりますので、まあその意味合のお祝いの意味も、漸く好転して來た現在の会社の状況と照し合せて、これも含めて実は普通配当二割、特別配当一割とした。その意見の伝達も確かにございました。それで十分考慮をいたしましたが、只今申上げましたような事情で、我々としては今期四割の配当をすることは不適当じやないという結論に到達しておるよう次第であります。

○島満君 配当といらものは、利潤がないれば配当はできないわけでございましておるからして、四割も配当をするようないふべきではない。なぜなら、國家から助成金を出さなければならぬといふ理窟はないという議論が生れて来るとと思うのであります。こう見通してございましょうね、それについてお答えを願いたいと思います。

○参考人(酒井喜四君) 将来の日本の石油鉱業に対するいろいろな国家的な御配慮を頂くという問題については、當どいうものは、今日その四割は、不適当であると思つたから再考してくれないと、それほど強く結びつけて考へるべきものでもないよう私は考へました。ということは、むしろ日本の石油鉱業の助成という問題は、資源の賦存しておるいろいろな何といいますか、客觀的事情から見て、これを国家的に更に促進せしめるかどうかというよりは、儲けがあられるから四割を配当しないか。これが一つの企業として、

或るときは相手の配当をやる、或いは或るときは配当も非常に少いといふ事情がありましても、帝國石油がする会社の状況と照し合せて、これも含めて実は普通配当二割、特別配当一割とした。その意見の伝達も確かにございました。それで十分考慮をいたしましたが、只今申上げましたような事情で、我々としては今期四割の配当をすることは不適当じやないといふ結論に到達しておるよう次第であります。

○島満君 配当といらものは、利潤がないれば配当はできないわけでございましておるからして、四割も配当をするようないふべきではない。なぜなら、國家から助成金を出さなければならぬといふ理窟はないという議論が生れて来るとと思うのであります。こう見通してございましょうね、それについてお答えを願いたいと思います。

○参考人(酒井喜四君) 将来の日本の石油鉱業に対するいろいろな国家的な御配慮を頂くという問題については、當どいうものは、今日その四割は、不適当であると思つたから再考してくれないと、それほど強く結びつけて考へるべきものでもないよう私は考へました。ということは、むしろ日本の石油鉱業の助成という問題は、資源の賦存しておるいろいろな何といいますか、客觀的事情から見て、これを国家的に更に促進せしめるかどうかというよりは、儲けがあられるから四割を配当しないか。これが一つの企業として、

或るときには相手の配当をやる、或いは或るときは配当も非常に少いといふ事情がありましても、帝國石油がする会社の状況と照し合せて、これも含めて実は普通配当二割、特別配当一割とした。その意見の伝達も確かにございました。それで十分考慮をいたしましたが、只今申上げましたような事情で、我々としては今期四割の配当をすることは不適當じやないといふ結論に到達しておるよう次第であります。

○島満君 配当といらものは、利潤がないれば配当はできないわけでございましておるからして、四割も配当をするようないふべきではない。なぜなら、國家から助成金を出さなければならぬといふ理窟はないという議論が生れて来るとと思うのであります。こう見通してございましょうね、それについてお答えを願いたいと思います。

○参考人(酒井喜四君) 将来の日本の石油鉱業に対するいろいろな国家的な御配慮を頂くという問題については、當どいうものは、今日その四割は、不適當であると思つたから再考してくれないと、それほど強く結びつけて考へるべきものでもないよう私は考へました。ということは、むしろ日本の石油鉱業の助成という問題は、資源の賦存しておるいろいろな何といいますか、客觀的事情から見て、これを国家的に更に促進せしめるかどうかというよりは、儲けがあられるから四割を配当しないか。これが一つの企業として、

或るときには相手の配当をやる、或いは或るときは配当も非常に少いといふ事情がありましても、帝國石油がする会社の状況と照し合せて、これも含めて実は普通配当二割、特別配当一割とした。その意見の伝達も確かにございました。それで十分考慮をいたしましたが、只今申上げましたような事情で、我々としては今期四割の配当をすることは不適當じやないといふ結論に到達しておるよう次第であります。

○島満君 配当といらものは、利潤がないれば配当はできないわけでございましておるからして、四割も配当をするようないふべきではない。なぜなら、國家から助成金を出さなければならぬといふ理窟はないという議論が生れて来るとと思うのであります。こう見通してございましょうね、それについてお答えを願いたいと思います。

○参考人(酒井喜四君) 最初の勧告の摘要を頂いておるところが、地下資源の重要性について、生産において……。而も開拓されておりますように、好ましくない生産を行なつておられます。それは開拓して助成金を出しておられるわけですが、これは起らぬのが不思議なんですね。それに対しまして今までやった。四割も配当するよな会社に助成金を出す必要はない。今私たちの中小企業の年末に、誠に結構のようござります。それが、一つ抜けているところがあるようだ。と思ひますのは、この少い国産をして頂いているので、この少い国産をしてお断りになつたかどうか。将来の資源金に直しますと四十億に近いようだ。少し資源をあなたたちのほうで生産をして頂いているので、この少い国産をしてお断りになつたかどうか。将来の資源金に直しますと四十億に近いようだ。

○参考人(酒井喜四君) 最初の勧告の摘要を頂いておるところが、地下資源の重要性について、生産において……。而も開拓されておりますように、好ましくない生産を行なつておられます。それは開拓して助成金を出しておられるわけですが、これは起らぬのが不思議なんですね。それに対しまして今までやった。四割も配当するよな会社に助成金を出す必要はない。今私たちの中小企業の年末に、誠に結構のようござります。それが、一つ抜けているところがあるようだ。と思ひますのは、この少い国産をして頂いているので、この少い国産をしてお断りになつたかどうか。将来の資源金に直しますと四十億に近いようだ。

○参考人(酒井喜四君) 最初の勧告の摘要を頂いておるところが、地下資源の重要性について、生産において……。而も開拓されておりますように、好ましくない生産を行なつておられます。それは開拓して助成金を出しておられるわけですが、これは起らぬのが不思議なんですね。それに対しまして今までやった。四割も配当するよな会社に助成金を出す必要はない。今私たちの中小企業の年末に、誠に結構のようござります。それが、一つ抜けているところがあるようだ。と思ひますのは、この少い国産をして頂いているので、この少い国産をしてお断りになつたかどうか。将来の資源金に直しますと四十億に近いようだ。

○参考人(酒井喜四君) 最初の勧告の摘要を頂いておるところが、地下資源の重要性について、生産において……。而も開拓されておりますように、好ましくない生産を行なつておられます。それは開拓して助成金を出しておられるわけですが、これは起らぬのが不思議なんですね。それに対しまして今までやった。四割も配当するよな会社に助成金を出す必要はない。今私たちの中小企業の年末に、誠に結構のようござります。それが、一つ抜けているところがあるようだ。と思ひますのは、この少い国産をして頂いているので、この少い国産をしてお断りになつたかどうか。将来の資源金に直しますと四十億に近いようだ。

○参考人(酒井喜四君) 私は酒井さんの御答弁を頂きましたが、併せても、儲けがあられるから四割を配当しないで、儲けがあられるから四割を配当しません。併しながら約束の時間が七、八分も経過いたしましたので、これ以上お聞きしたいとは思つておりませんが、最後にただ一点だけ酒井さんにお話をさせておきます。ついで私どもは、どういった消長といふものは当然とあなたは御主張なさつておるようでございますが、従つて私どもは、そういう意見の伝達も確かにございました。資源庁の長官からの政府としての意見の伝達も確かにございました。それで十分考慮をいたしましたが、只今申上げましたような事情で、我々としては今期四割の配当をするることは不適當じやないといふ結論に到達しておるよう次第であります。

○島満君 配当といらものは、利潤がないければ配当はできないわけでございましておるからして、四割も配当をするようないふべきではない。なぜなら、國家から助成金を出さなければならぬといふ理窟はないという議論が生れて来るとと思うのであります。こう見通してございましょうね、それについてお答えを願いたいと思います。

○参考人(酒井喜四君) 最初の勧告の摘要を頂いておるところが、地下資源の重要性について、生産において……。而も開拓されておりますように、好ましくない生産を行なつておられます。それは開拓して助成金を出しておられるわけですが、これは起らぬのが不思議なんですね。それに対しまして今までやった。四割も配当するよな会社に助成金を出す必要はない。今私たちの中小企業の年末に、誠に結構のようござります。それが、一つ抜けているところがあるようだ。と思ひますのは、この少い国産をして頂いているので、この少い国産をしてお断りになつたかどうか。将来の資源金に直しますと四十億に近いようだ。

○参考人(酒井喜四君) 私は酒井さんの御答弁を頂きましたが、併せても、儲けがあられるから四割を配当しないで、儲けがあられるから四割を配当しません。併しながら約束の時間が七、八分も経過いたしましたので、これ以上お聞きしたいとは思つておりませんが、最後にただ一点だけ酒井さんにお話をさせておきます。ついで私どもは、どういった消長といふものは当然とあなたは御主張なさつておるようでございますが、従つて私どもは、そういう意見の伝達も確かにございました。資源庁の長官からの政府としての意見の伝達も確かにございました。それで十分考慮をいたしましたが、只今申上げましたような事情で、我々としては今期四割の配当をするることは不適當じやないといふ結論に到達しておるよう次第であります。

○島満君 配当といらものは、利潤がないければ配当はできないわけでございましておるからして、四割も配当をするようないふべきではない。なぜなら、國家から助成金を出さなければならぬといふ理窟はないという議論が生れて来るとと思うのであります。こう見通してございましょうね、それについてお答えを願いたいと思います。

う点につきましては、先ほど酒井社長は、これはだん／＼やつて行くうちに技術的にこれはもうやらないでもいいということを言わせておりました。これが組合に対しては、採油制限の強化によつて非常に收入が減りますから、資金が非常に足りなくなる。従つてこれは中止じやなくて、その次に繰延べなのだ、要するにこの半期間の繰延べなのだから、労働組合は一つ了承して協議会で私たちに言つたわけなので、従つて先ほどの社長の答弁は非常に私たちをこまかした、或いは委員会をごまかしたというように解釈いたしました。

それから坑底圧の問題につきましては、これは今上床先生やその他にもいろいろ御意見もあると思いますが、ただ私たちが勧告が出ましたから、現場の全部を廻りましたし、現場のこれは組合員であります、そういう担当者に聞いて見ますと、是非そういう工令にやつて完全な資料を作りたい。併し令が来ているから、これは不可能だとです。八橋の問題につきましても、個々の点をもう一回コンサーベーション委員会が調査になれば、決して社長の言うように誠実にやつていたといふことが必ずしも当らない状況で、私たち組合員が本当に日本の石油工業をこの前の先駆を取返えして、一日も早く元の状態に回復したいということを皆んな考えておりますから、この点ではもつと完全な資料を作つて、その上でやつて行きたい、その点では坑底圧

をもつと長い時間測つて、そうしてその圧力をきめたい、こうすることをやつておりますから、これは私のほうから判断した資料であります。

○島清君 時間がないようでありますから、労働組合の諸君のお話によりますとして、酒井さんの御答弁も大体において委員各位におかれましても御判断がついたと思いますので、私はもつと聞きたい点がありますけれども、これは後日に留保いたしまして、今日はこの程度に労働組合乃至会社関係の質問を打切りたいと思います。

更に上床先生にお聞きしたいのですが、さいますが、コンサーベーション委員会の第一次、第二次答申が出るまでの経過及びその趣旨を簡単にお述べを頂きたいと思います。

○参考人(上床國夫君) 私東京大学の上床でございます。コンサーベーション委員会を作つて答申してくれといら資源庁長官からのいろ／＼ないきさつは御存じだらうと聞いて申上げたらいでしようか。

○島清君 何故にコンサーベーション委員会に資源庁長官から答申を求められたか、そして最初求められて、あなたたちが結論をお出しになるまでにやつては、これは現在では常識になりました。それは、経過と申しますと、どういう点を思いますが、それでお答えしますのは、経過と申しますと、どういう点を

○島清君 あなたたちが結論をお出しになるまでにやつては、これは現在では常識になりました。それは、経過と申しますと、どういう点を思いますが、それでお答えしますのは、経過と申しますと、どういう点を

○島清君 何故にコンサーベーション委員会を作つて答申してくれといら資源庁長官からのいろ／＼ないきさつは御存じだらうと聞いて申上げたらいでしようか。

○島清君 何故にコンサーベーション委員会を作つて答申してくれといら資源庁長官からのいろ／＼ないきさつは御存じだらうと聞いて申上げたらいでしようか。

○島清君 何故にコンサーベーション委員会を作つて答申してくれといら資源庁長官からのいろ／＼ないきさつは御存じだらうと聞いて申上げたらいでしようか。

○島清君 まだその正式なものは拜見されませんでしたが、新聞等については拜見されました。

○島清君 何故にコンサーベーション委員会を作つて答申してくれといら資源庁長官からのいろ／＼ないきさつは御存じだらうと聞いて申上げたらいでしようか。

○島清君 何故にコンサーベーション委員会を作つて答申してくれといら資源庁長官からのいろ／＼ないきさつは御存じだらうと聞いて申上げたらいでしようか。

○島清君 何故にコンサーベーション委員会を作つて答申してくれといら資源庁長官からのいろ／＼ないきさつは御存じだらうと聞いて申上げたらいでしようか。

○島清君 まだその正式なものは拜見されませんでしたが、新聞等については拜見されました。

えになるところがあつたかどうか、その点を……。

○参考人(上床國夫君) 八橋油田がまでは我が国で一番大きな油田なのですから、それで私どもいたしまして、でも、長官からの詰問に対しても、八橋油田といふものを検討しようという考え方から出たわけです。

○片岡文重君 すると、設備がといひますか、規模が最大であるから、ということであつて、その内容についての指摘ではない、こういふうにお考へですか。その八橋を選ばれた理由が、規模の最大といふところから資源庁として目を付けられたのであつて、経営の方法或いは採掘方法等についての点から資源庁は指摘をしたというのではありませんか。

○参考人(上床國夫君) 略論それは技術の面が非常に資源庁として理解できないところがある。それからもう一つは、司令部のほうからこらいうことを調べたらどうかといふサゼッショ�이 경우이상하게 되었습니다.

○参考人(上床國夫君) お考へでしょか。て欲しいというよくなお話をつた。

○片岡文重君 細かいことで大変恐縮ですが、そうする最大な八橋でもこの通りであるとするならば、ほのかの会社は大体同じであらうといふうにお考へになられるでしょか。それで大きさのそういうものは手をつけておられませんかが、一つと、おられないとすれば、それに対する見通しと申しますが、先生の勘はどうなところでしょか。大変恐縮ですが。

○参考人(上床國夫君) ほかの油田は或いは御案内だらうと思いますが、まあ八橋に比較いたしまして非常に小さ

い油田ですし、それからもう一つ是非常に昔は大きな油田だったのですが、今は非常に萎微しておりますし、ですかからコンサーベーションという問題は、むしろ油田の余り古くならない割合に新しいときに考えなくちゃならぬない問題なものですから、ほかのほうの油田に対しましては技術的な別な方法で以て、例えば二次採油法というような異なる方法で以て油田開発というものが考慮しなければならんと、こう考えております。

○片岡文重君 この委員会の取上げた調査並びに勧告は最初のものであつたとすると、これからこの委員会の行なべき点等が相当問題になつて来ると思ひますが、先ほど島委員の御質問に対する会社側の御答弁を伺つておかれましたと、今度新らしく法律が通りますから、あれを活かして頂いて進めて行つたら非常に合理的に行くのじゃないか、こう考えております。

○参考人(上床國夫君) お考へなりますと、これに對して何かしら暗影を投げておるのではないかという感じがいたります。そこでこの勧告者が威と申しますが、それらに對してどう考えておりまして、勿論この点はただ、いつあるように一つ持つて行つて頂ければ、少い日本の地下資源、石油資源の立場からの所管と申しましようか、又この立場からのお考へになりますか。又この立場からのお考へになりますか。又この立場からのお考へになりますか。又この立場からのお考へになりますか。

○参考人(上床國夫君) その点につきましては、実は委員のかたにお願いしたいと思うくらいなんにして、今度新規開拓法が議會を通りましてあの

中で技術委員会を設置するというが、設置することをお願いしまして、そして油田に限らず、天然ガスのほう

も勿論そらですが、こういう資源開発について合理的に開発して行くという事を委員会で以て調査しながら進め

て行く。その委員会には、たまたまなる学校の先生だとかというような、我々ばかりでなしに、或いは官庁の技術者ばかりでなしに、実際に仕事をしておられます会社側のほうの技術者も加わりまして、そこで皆が十分検討した、いわゆる検討し得る委員会、いわゆる民衆的な委員会、かよるな委員会を作つて進めて行つたら非常に合理的に行くのじゃないか、こう考えております。

○参考人(上床國夫君) お考へなりますと、これに對して何かしら暗影を投げておるのではないかといふうのありますか、先ほど島委員の御質問に対する会社側の御答弁を伺つておかれましたと、今度新らしく法律がおかれましたと、今度新らしく法律が通りますから、あれを活かして頂いて、活かすように一つ持つて頂ければ、少い日本の地下資源、石油資源の立場からのお考へになりますか。又この立場からのお考へになりますか。又この立場からのお考へになりますか。

○参考人(上床國夫君) その点につきましては、実は委員のかたにお願いしたいと思うくらいなんにして、今度新規開拓法が議會を通りましてあの中で技術委員会を設置するというが、設置することをお願いしまして、そして油田に限らず、天然ガスのほう

がいますけれども、時間や何かの問題は、長くかければいい結果が出ると思

います、しかし油層の状態によりまして何時しなくちやならんということをきめますのは、これはなか／＼面倒で、何ですかまあ帝石のほうで十

二時間でいいだらうと言われましたけれども、二十四時間にしたらどうだろ

うといふことになるのです。しかもその点はまあ油層の状態にもありますけれども、事前に過つた結果が出るといふことは考へないのであります。

○参考人(上床國夫君) それがじや今度大蔵省の管財局長お見えでござりますか。大蔵省の管財局長にちよつとお尋ねしたいと思ひます、が、ようしらござりますか。管

財局長にちよつとお聞きしますが、先日この管財局長にちよつとお尋ねしたいと思ひます、が、ようしらござりますか。管

財局長にちよつとお聞きしますが、先日この管財局長にちよつとお尋ねしたいと思ひます、が、ようしらござりますか。管

六%の株といふものは、国策会社から

で……。大蔵省といつしましては有難迷惑で、これは手離したい株でございましょうが、併しながら現実において

は二六%の株を保有しておられます

て、会社のほうの何ですか、株主総会のほうに自紙委任状を出しておられる

と思うのですが、併しながら帝石石油のほうがこういう工合に、我が國におけるところの最高の権威あるものとしては、資源庁長官が本委員会において言明しておられますところのコンサーベーション委員会のほうから、適当で

ない採油管理をやつておると指摘され、而も採油量が減り、収益が減りますからどちらといつてそれが過つた結果が出来ますけれども、事情によつてまあそれがだらなくていいのじやない

ですが、からその点はまあ油層の状態にも

おかれましたと、今度新らしく法律が通りますから、あれを活かして頂いて、活かすように一つ持つて頂ければ、少い日本の地下資源、石油資源の立場からのお考へになりますか。又この立場からのお考へになりますか。

○参考人(上床國夫君) それで、今度大蔵省の管財局長お見えでござりますか。大蔵省の管財局長にちよつとお尋ねしたいと思ひます、が、ようしらござりますか。管

財局長にちよつとお聞きしますが、先日この管財局長にちよつとお尋ねしたいと思ひます、が、ようしらござりますか。管

裏を合せるために、私の知らんことを事業監督の立場からいろいろとやられたのでありますし、大蔵省の立場とすると、先ほど申しますように株主としての反射的効果を受けるだけの立場であります。ただ大蔵省といたしましてこういう点はござります。これが私どもが、探油会社の利益が継続的にできるといふような事態の下においては、この試験その他に開発する助成金等の出し方について、当然全体の問題として考慮しなければならぬ。こういうことはあり得ると思ひます。主計局次長が先ほどお話ししたのです。

○島津君 どうも管財局長はなか／＼頭がなくて、更に私の質そうと思つておつたことについて、前に御答弁になつてしまつたようありますか、あなたからはその程度お聞きいたしまして、やはり私は管財局長は、管財局長で、あとは高度の政治的な問題でございましょうからして、大蔵大臣を呼んでお聞きするなり、通産大臣を呼んでお聞きするなりいたしまして、この程度にして質問は私は打ち切ります。

○委員長(竹中七郎君) 大体島さんの御質問で石油開発に関する件は本日はこれで打ち切りたいと思ひます。時に上

床教授におきましては、御多用のことあります。従いまして、そういうよろをお呼び出したしましていろいろとお聞き下さいました。どうぞお引取りを願います。ちょっと速記をとめて下さいます。ちょつと速記をとめて下さい。

午後四時十六分速記中止

午後四時三十二分速記開始

○委員長(竹中七郎君) 速記を始めます。輸出信用保険法の一部を改正する法律案を議題といたします。本法案につきましては、休憩前に大体質疑が終りましたのでありますので、これより討論に入りたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(竹中七郎君) それでは討論に入ります。

○栗山良夫君 私は輸出信用保険法の改正法律案につきましては賛成をいたしましたのであります。

改正法律案につきましては賛成をいたしましたのでありますが、二つの点について私は重要規しなければならんと思います。

改正法律案につきましては賛成をいたしましたのであります。私は重要規しなければならんと思ひますので、その運用については当局の善処を強く要望いたしたいと思いま

す。

第一点は、いわゆるプラント輸出、機械類等のプラント輸出に当たりましては、その輸出先がおおむね今日予定されるところでは、ドル地域以外の地域になつておるのであります。従いまして、アセニア地域の資源開発のために我が國が乗り出して行くと申しますことは、いろいろな意味において重要性を持つておると思うのであります。すでに質疑のときに局長並びに通産大臣から御所信も私は承わつておるのであります。私は同じプラント輸出であります。私は同じ地域の開発共同経営とインドのガア鉄鉱山の開発共同経営ということが問題の対象のようになります。私は同じプラント輸出であります。私は同じ地域の開発共同経営と印度のガア鉄鉱山の開発共同経営といふことは、厳に我々自身が戒めなければならぬ問題であるらかと思うのであります。この点は通産大臣もお認めを頂いた点なのでありますから、従いまして十二分にそういうようなことの起きませんように、慎重にその運用に当つて我國が苦境に入るというようなことは、嚴に我々自身が戒めなければならぬ問題であるらかと思うのであります。この点は通産大臣もお認めを頂いた点なのでありますから、従いまして十二分にそういうようなことの起きませんように、慎重にその運用に當つて我國が苦境に入るというようなことは、嚴に我々自身が戒めなければならぬ問題であるらかと思うのであります。

第二点は、この法案に賛成の意を明らかにいたしたいと願います。

○堀野清雄君 私も本法案に賛成するものであります。

これによりまして、プラント輸出に伴う長期の借用が保険されること、あるいはボンドの手持ちも相当あるわけであります。併しボンドは御承知のようだ、ドルとの交換が自由ではありませんので、輸出が促進せられましても、我が国の経済に益するところであるわけであります。併しボンドは御質問で石油開発に関する件は本日はないとは申しませんけれども、ドルの開発に期待されておる向きは、相当

のあります。従いまして、そういうような所へ国の保護をしまして、そちらで輸出の促進をいたしましては、我が国即ち得られたボンドが十二分に役立つようになります。従いこの経済の再建に役立つようになります。従いはならないと思うのであります。従いましてプラント輸出に当りましては、どうかドル地域外の地域からの輸入の促進に、通産省といたしましては全力を挙げられることを強く要望いたしました

いと思うであります。必要とあります。するならば、輸入確保についての別途の施策も講じられなければいけないのではありませんかと考えるのであります。

第二点に重要視いたしますのは、この法案が当面狙つておりますのは、この法案が當面狙つておりますのは、印度のガア鉄鉱山の開発共同経営と東南アジア地域の資源開発のために我が國が乗り出して行くと申しますことは、私は同じ地域の開発共同経営と印度のガア鉄鉱山の開発共同経営といふことは、嚴に我々自身が戒めなければならぬ問題であるらかと思うのであります。

第三番目には、本法案によつて輸出信用保険制度が一步前進したことは認めるのであります。従いまして不健全なるプラント輸出の保険を附して國庫に損失をかけないよう、又不急不要のプラント輸出を奨励して創銭輸出などにならないよう運営に十分に注意して欲しいということなのであります。

その第二番目には、本法案によつて輸出信用保険制度が一段の進歩が必要であると思ひます。従いまして、我が國の貿易業の安定を図るために、貿易業の安定を図るために、一段の進歩が必要であると思ひます。英國の信用保険制度では、バイヤーの破産或いはキャニセルに対する保険、広告宣伝費等の補償制度等が行われておるようであります。非常に多いのじやないだろうか。最も我が國の貿易業者が弱くなつておる際、英國の制度に学ぶべきところが多いように考へるのであります。そういうふうなふうに考へるのであります。非常に多いのじやないだろうか。うして次に成るべく早い機会にこれを改正をして欲しい、こうしたことをお望したいのであります。

第三番目には、輸出信用保険に黒字はどうかと思うのでありますけれども、我が国の貿易を阻害しておるものに考へるの危險がある。これはもう皆さ

ございましたが、以上申上げました四点につきましては、もうすでに何回となく話題になつた問題であります。今度の改正案にそれがいずれも取入れられなかつた点が私どもの不満に思つておるところであります。この点はどういう工合にお考えになつておりますか。こういう説がやはり不当な要請である。こういう工合にお考えになつてお取上げにならなかつたのか、その点が甚だ明瞭を欠いておりますので、私も理解に苦しんでおるわけであります。一応御説明を伺いたいと思いま

○國務大臣(高橋龍太郎君) 今の保険の程度を或いは九〇%に上げるとか、六ヵ月を三ヵ月にするとかいろいろな御指摘になりました点は、実は通産省では極力そういう主張をしたのですが、遺憾ながら同意を得られなかつたので、今回はこの程度で提案をしたわけです。この提案は中小企業者の年末の金融にも相当有効であると思いまして、私ども多少不満足な点がありますが、急いで提案をしたような次第なのであります。適当な機会に通産省の案を又出したいと思ひますから、その際はどうか御支援をお願いいたします。

○栗山良夫君 年末金融を控えてこの法案の審議が遅れるということは、いささか中小企業者にとつて氣の毒であ

ります。この委員会にもお見せ願つて、そうしてこの委員会と十分に下相談をなさつて、若し通産省の意向がうまく通りませんときには、やはりこの委員会も他の関係各省に委員会としての注文を出

すなり何なりいたしまして、そしてこの中小企業の信用保険法が、本当に中小企业者が喜んで扱うことのできるようになります。御意見のおありのかたは入りります。御意見のおありのかたはそれく賛否を明らかにしてお述べを願いたいと思います。

○堀野達雄君 私は本法案に條件を附けまして賛成したいと思うのであります。と申しますことは、本法案の改正点は「保険関係が成立する貸付金」の額が三百万円から五百万円に、一千万円から二千万円に引き上げられたことと、並びに保険協会の保証業務を五〇%保険するという右二件が本法案改正の骨子であるように見受けられる

ときには、今申上げましたような内容の問題について、これは今御賛成を得たわけでありますから、通産省原案にかかる御支援をお願いいたしました。

○栗山良夫君 年末金融を控えてこの法案の審議が遅れるということは、いささか中小企業者にとつて氣の毒であると思うものであります。その点は大臣と所見を一にするものでありますけれども、ただ今後この委員会にも協力をせられたいというお申出がありましたが、どうか。二点について伺いたい。

○國務大臣(高橋龍太郎君) 現在では通産省として今私が述べたような案を

この前から問題になつておるのであります。その時にもこの保険法が改正になるときには、今申上げたようなことは、もちろんよくと今私御答弁しかねます。それが、せいべく早くといふところでおつたと同じことだと思います。

○委員長(竹中七郎君) 別に御発言もございませんよですから、質疑は盡きましたものと認めてよろしくございます。

○委員長(竹中七郎君) そこで若しこの次に改正されますときには、そういうような原案を一応

この委員会にもお見せ願つて、そうしてこの委員会と十分に下相談をなさつて、若し通産省の意向がうまく通りませんときには、やはりこの委員会も他の関係各省に委員会としての注文を出

すなり何なりいたしまして、そしてこの中小企業の信用保険法が、本当に中小企业者が喜んで扱うことのできるようになります。御意見のおありのかたは入りります。御意見のおありのかたはそれく賛否を明らかにしてお述べを願いたいと思います。

○堀野達雄君 私は本法案に條件を附けまして賛成したいと思うのであります。と申しますことは、本法案の改正点は「保険関係が成立する貸付金」の額が三百万円から五百万円に、一千万円から二千万円に引き上げられたことと、並びに保険協会の保証業務を五〇%保険するという右二件が本法案改正の骨子であるように見受けられる

ときには、今申上げましたような内容の問題について、これは今御賛成を得たわけでありますから、通産省原案にかかる御支援をお願いいたしました。

○栗山良夫君 私も賛成はいたしましたけれども、いささか意見を述べてその実現に努力されたいという條件を附したいと思うのであります。

実はこれが昨年に審議し成立をいたしましたが、當時首藤政務次官がこれを通して頂くならば年末金融に対する改定案は一日も早く提出せられる

ようになりたいであります。本法案の完全遂行に関しましては、金融機関と資金不足が保険の十分な活用を妨げておりますことは明白な事実なのであります。資金源の対策を急速に樹立せられるようには希望いたしましたが、それは賛成するものであります。

○委員長(竹中七郎君) 他に御発言はございませんか。

○小松正雄君 大体に今境野氏から申立てましたならば、この委員会にお詫びをいたしまして、一応説明をさせて関係各省もこの委員会に呼びまして、よく我々も関係各省に直接意見を質すこと

ができる余地を是非残しておいて頂きたい。そういうことが御同意が願える

のであります。そういう原案ができ上りましたならば、この委員会にお詫びをいたしまして、一応説明をさせて関係各省もこの委員会に呼びまして、よく

して、政府は当初政府も考慮しており、我々もそうあるべきであると存じておるの

ところです。それで、この委員会にお詫びをいたしまして、一応説明をさせて関係各省もこの委員会に呼びまして、よく

して、政府は当初政府も考慮しており、我々もそうあるべきであると存じておるの

ところです。それで、この委員会にお詫びをいたしまして、一応説明をさせて関係各省もこの委員会に呼びまして、よく

して、政府は当初政府も考慮しており、我々もそうあるべきであると存じておるの

ところです。それで、この委員会にお詫びをいたしまして、一応説明をさせて関係各省もこの委員会に呼びまして、よく

事業費などは新聞の伝えるところによると、一千数百億円の金のうちで三百億ぐらいはとにかく不正に使用せられており、中には汚職事件の種にもなつておるというようなことがやかましく言われておりますが、まさにスキヤンダル事件の続発であります。そこで私は中小企業等に仮に國が保険をかけまして、そろして中小企業が熱心に営業をやりつもなお且つ倒側ができるたとしましても、それは官吏等の汚職事件に我々が税金を提出するよりはほどど詫めが私はつくと思うわけではあります。そこで百億やそこらの金を別に惜しむ必要はないのであります。中小企業振興のためにもつと積極的に政府は乗出して、経済の中心をなしておる中企業の育成に乗出さなければならんと思うわけであります。そこでいろいろと質疑のときにも私は希望事項を述べて大筋の御賛成を得たのであります。が、そういうものを全部包括せられまして、境野君が言われた通りに、通常国会には是非とも我々の希望するような各般の新らしい要求を盛り入れました法案を改正法案として提出せられ、しまして本改正法律案に全面的に賛成をいたすものであります。

ただ運用の面につきましては、中小企業者が特に年末を控えまして金融の面において最も必要といたす時期に向つておりますので、通産大臣におかれましては、大蔵大臣と十分なる協調を保たれまして、これが実際に取扱に当つております金融機関に対しまし

て指導、督励を十分ならしめて、この制度の機能を完全に發揮できるように御盡力あらんことを切に希望いたしまして、賛成討論といたします。

○委員長(竹中七郎君) ほかに御意見もないようござりますから、討論は終結したものと認めて御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(竹中七郎君) 御異議ないものと認めます。それではこれより採決に入ります。中小企業信用保険法の一部を改正する法律案につきまして採決をいたします。中小企業信用保険法の一部を改正する法律案を原案通り可決することに賛成のかたの御挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(竹中七郎君) 全会一致と認めます。よつて本案は全会一致を以て可決すべきものと決定いたしました。なお本会議における委員長の口頭報告の内容等爾後の手續は、慣例によりまして委員長に御一任を願いたいと存じますが御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(竹中七郎君) 御異議ないものと認めます。次に本案を可とせられたかたは例により順次御署名をお願いいたします。

〔多數意見者署名〕

古池 信三 廣瀬與兵衛
栗山 良夫 中川 以良
松本 昇 片岡 文重
小松 正雄 島 清
加藤 正人 山川 良一
境野 清雄 西田 隆男
油井賢太郎

○委員長(竹中七郎君) 本日はこれにて散会いたします。
午後五時九分散会

昭和二十七年一月十九日印刷

昭和二十七年一月二十一日發行

參議院事務局

印刷者 印 刷 序